

○柏市客引き行為等禁止等条例

平成29年6月23日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、道路その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)における客引き行為等を禁止することにより、市民生活の平穩を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 客引き行為等 客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。
- (2) 客引き行為 相手方を特定し、次のいずれかに該当する行為を受けるよう誘うことをいう。
 - ア 酒類を伴う飲食をさせる行為
 - イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する行為
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に関する行為
- (3) 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。
- (4) 勧誘行為 相手方を特定し、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘することをいう。
 - ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
 - イ 専ら異性に対する接待(法第2条第3項に規定する接待をいう。)をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- (5) 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (8) 飲食店等 次に掲げる営業をいう。
 - ア 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
 - イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
 - ウ 法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

(運用上の注意)

第3条 この条例の運用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、千葉県警察本部、本市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体(市内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、本市が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(特定地区における地域団体の責務)

第6条 第9条第1項に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域団体であって市長の指定を受けたものは、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

(公共の場所における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止等)

第8条 飲食店等(法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業を除く。第10条第1項において同じ。)を営む者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者その他の者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせてはならない。

2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(客引き行為等禁止特定地区の指定等)

第9条 市長は、公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止特定地区(以下「特定地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他必要と認める事項を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めたときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(申出等)

第10条 特定地区において飲食店等を営む者は、第7条及び第8条第1項の規定に違反する行為をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

(指導)

- 第11条 市長は、[第7条](#)又は[第8条第1項](#)の規定に違反する行為(特定地区においてするものに限る。[第22条](#)を除き、以下「違反行為」という。)をしていると認める者に対し、当該違反行為を中止するよう必要な指導をするものとする。
- 2 市長は、[前項](#)の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。
- 3 何人も、[第1項](#)の指導を、[前項](#)の規定による指定を受けた者を威迫し、当該者につきまとい、その他当該者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。
- (警告)
- 第12条 市長は、[前条第1項](#)の指導を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう警告をすることができる。
- (勧告)
- 第13条 市長は、[前条](#)の警告を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう勧告をすることができる。
- (違反行為者の撮影)
- 第14条 市長は、[第11条第1項](#)の指導、[第12条](#)の警告及び[前条](#)の勧告を行うとき並びに[前条](#)の勧告を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、違反行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。
- (立入調査等)
- 第15条 市長は、[第11条第1項](#)、[第12条](#)及び[第13条](#)に規定する措置を行うため必要があると認めるときは、その職員に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること(以下「立入調査等」という。)ができる。
- 2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (公表)
- 第16条 市長は、[第13条](#)の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- (土地等の提供者への通知)
- 第17条 市長は、[前条第1項](#)の規定による公表をしたときは、当該公表に係る者にその営業その他の業務の用に供するための場所を提供する土地又は建物(その一部を含む。以下同じ。)の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事項を通知することができる。
- (土地等の提供者の措置)
- 第18条 市内に所在する土地又は建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる措置を講じるよう留意しなければならない。
- (1) 当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させること。
- (2) 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が飲食店等の用に供され、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。
- (契約の解除等)
- 第19条 特定地区に所在する建物を他人に提供する者は、[前条第2号](#)に掲げる措置を講じている場合において、[第17条](#)の規定による通知を受けたときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの手入れをするよう努めるものとする。
- (委任)
- 第20条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- (過料)
- 第21条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) [第13条](#)の勧告を受けた後に、違反行為をした者
- (2) [第15条第1項](#)の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は[同項](#)の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (両罰規定)
- 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、[同条](#)の過料を科する。
- 附 則
- [この条例](#)は、公布の日から施行する。ただし、[第11条](#)から[第19条](#)まで、[第21条](#)及び[第22条](#)の規定は、平成29年11月1日から施行する。